

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成24年8月27日まで縦覧に供する。

平成24年7月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成24年6月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人かがわ・ものづくり学校

倉石 文雄

綾歌郡綾川町粉所西甲2060番地

3 定款に記載された目的

この法人は、地元香川県を拠点にした芸術文化活動の促進と新たな地域文化創造を活性化させ実現させることを目的とする。それには、「ものづくり」人間としての「者」、物質としての「物」両者の育成、研究開発を促進すること、また、市民、県民に良質の芸術文化の情報を与えられうる環境の創造、それにより心豊かな真の地域文化発展を促進することを目的とする。また主たる事業として綾川町において旧粉所小学校跡地を利用した「四国ものづくり学校（モノ・ハウス）」の運営およびそこを中心とした様々な文化事業を行う。